

原子力委員会
新計画策定会議（第 31 回）
議事録

1．日 時 平成17年7月28日（木）16：00～18：05

2．場 所 タイム24ビル セミナールーム1、2

3．議 題

（1）新計画について

（2）その他

4．配布資料

資料第1号 原子力政策大綱（案）

資料第2号 新計画策定会議（第29回）議事録

資料第3号 御発言メモ

5．出席者

委 員：近藤委員長、井上委員、内山委員、岡崎委員、岡本委員、勝俣委員、神田委員、
木元委員、草間委員、児嶋委員、齋藤委員、佐々木委員、末永委員、
住田委員、千野委員、殿塚委員、中西委員、庭野委員、伴委員、前田委員、
町委員、松尾委員、山名委員、吉岡委員、和気委員、渡辺委員

内閣府：佐藤内閣府審議官、塩沢審議官、戸谷参事官、後藤企画官、森本企画官、
赤池補佐

6．議事概要

(後藤企画官) 定刻となりましたので、第31回の新計画策定会議を開催したいと思います。

それでは、委員長、よろしくお願いいたします。

(近藤委員長) それでは、第31回新計画策定会議でございます。大変お暑いところ、またご多用中のところお集まりいただきましてありがとうございます。

本日は6名の方、井川委員、河瀬委員、笹岡委員、田中委員、橋本委員、山地委員の6名の方がご都合がつかないということで、ご欠席のお知らせをいただいておりますので、ご紹介をいたします。

本日の議事でございますが、前回会議で申し上げましたところに従いましてと申しましょうか、さすがに3連休中働けというのは余りにも残酷だと思いましたのでやめまして、したがって水曜日に資料が送れると申し上げましたけれども、金曜日になったかと思えますけれども、金曜日に整理をしたものをお送りさせていただきました。それに対する皆様のコメントを踏まえて用意した原子力政策大綱(案)をご審議いただきたくお願いします。

お気づきと思いますが、今日の資料のタイトルは新計画というところを原子力政策大綱(案)としてございます。前回、このことについていろいろご提言をいただいたところ、原子力委員会としては本体の中身とあわせて正式に決定するものと思っておりますけれども、いろいろ関係の方々でご相談をしていますところ、やはり原子力委員会の立場が変わったというところを明確にするという趣旨からすれば、名称を変えることについてはご賛同いただき、かつそれがどういう名称がいいかということをお前回、佐々木委員から、もう少し名は体を表すとりの基本的方針とか、基本的考え方としたらどうかというご提案をいただいたところでございますけれども、原子力政策大綱の簡便さは大変便利だというご意見が多くて、今どき漢字ばかりというのは何だという議論があるかもしれませんが、これがいいのかなというふうに思い始めておりました、今日はそういうタイトルを案の一部とさせていただいた次第でございます。これについては、原子力委員会として引き続き関係者のご意見を聞きながら詰めていくべきところ、今日、こういうタイトルにしたということは、かなりの覚悟を持ってということでご理解をいただければというふうに思います。

それでは、まずお手元の資料のご紹介をした上でご議論いただくことにしたいと思います。事務局、お願いします。

(後藤企画官) それでは、資料の確認をさせていただきます。

今日は資料が3点ほどございます。

1点目が今お話がありました「原子力政策大綱(案)」という表題と目次とがセットになった資料がございます。50ページほどのものだと思います。

それにあわせて、それから関連資料が引き続き 1 号の続きとして置いてあるかと思います。
それから、第 2 号で 29 回の議事録、それから第 3 号で御発言メモがございます。

それから、席上には前回、30 回の議事録案も配付させていただいておりますので、ご確認の上、事務局の方までお気づきの点がございましたらご連絡いただければと思います。

それから、あとは資料のお詫びということで、資料の正誤表を出してございます。以前、19 回の放射線の資料でございますけれども、その中で数字が若干間違ったものがございましたので、これを訂正させていただきたいと思います。中身は「誤」と「正」と書いてございますので、ご一読いただければと思います。それが今日のお配りした資料かと思いますが、もし不足等ございましたら、挙手の方をお願いしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(近藤委員長) それでは、資料第 1 号のご説明をいただき、これにつきましてご審議をいただくということにしたいと思います。この資料 1 号につきましては、前回できれば一区切りつくような紙にしたいということを申し上げ、そのようなことで皆様のお手元にお送りし、何人かの皆様からご意見をいただいたところでございます。その感触を踏まえますと、基本的にはこれでパブコメに付すのかなという、そういう判断で私どもとしては用意したものでございますので、そのことも含めてご議論をいただくことよろしくをお願いします。

事務局、お願いします。

(後藤企画官) それでは、資料第 1 号のご説明をさせていただきたいと思います。

前回もご説明させていただきましたので、お時間もございますので、変更点を中心にということでご説明させていただきたいと思います。

1 ページ目から 3 ページ目までが目次でございますけれども、その中で大きな変更点は 2 点ほどございます。

1 点目は今、委員長からお話がございましたように、新計画(案)を原子力政策大綱(案)という形で修正させていただいております。

それから、1 - 3、今後の取組における共通理念ということで、前回は「共通規範」という言葉を使っておりましたけれども、やはり規範というのは非常にルールめいている感じがするというご意見等をいただきましたので、ここは「共通理念」というふうにしてございます。

それから、本体の方でございますけれども、「はじめに」というところで 4 ページ目から 6 ページ目までが「はじめに」という文章でございますが、今の政策大綱にかかわる部分だけをかいつまんでおさらいしておこうかと思いますが、4 ページ目でございますけれども、はじめにの параグラフの第 2 パラグラフのところに「我が国の原子力行政は」ということで、「2001 年 1 月の中央省庁再編により内閣府に属することになった原子力委員会が、毎年、

長期計画に基づいてこの目的を達成するために必要な施策の基本的考え方を定め、関係行政機関がそれを踏まえて、それぞれの所掌する分野において必要な施策を企画・実施・評価して推進されてきている」という今の現状を書いています。これは内閣府が原子力委員会が中央省庁再編以前は科学技術庁と一緒にあったわけですが、これがまず内閣府の中に原子力委員会に移り、科学技術庁が旧文部省と一緒に文部科学省という形になったこと、それから通商産業省が経済産業省になり、実施体制の大きな2本の柱が原子力委員会とは別の省庁になったということを示しています。

続きまして、5ページ目の上のところでございますが、こういう状況からという形で原子力大綱にしたという文章がございますので、そこを見ていただければと思いますが、「このような状況から」ということで、「原子力に関する施策の基本的考え方を明らかにし、各省庁における施策の企画・推進のための指針を示すとともに、原子力行政に関わりの深い地方公共団体や事業者、さらには原子力政策を進める上で相互理解が必要な国民各層に対する期待を示す、原子力政策大綱とした」ということで、原子力政策大綱にしたということを書いています。

それから、ページをめくりまして6ページ目でございますけれども、6ページ目の中で一番最後に「はじめに」のまとめの文章がございますが、前回ご指摘を受けまして、原子力の優位性について過信することなくという書きぶりについて、ある意味で負の面もちゃんと書いておくべきではないかということで、4行目のところに「原子力施設には危険性が潜在することを片時も忘れず」ということで、危険性も有するんだということもあわせて書き込んでございます。

それから、7ページ目、1 - 2の現状認識のところの2行目のところに、「商業用原子炉施設が稼働中」という書きぶりがありますが、もともとは「原子力発電所」と書いておりましたけれども、53基という言葉になりますと、プラントごとの数字を書いているときは原子炉施設に修正してございます。これは今後幾つかそういう似たような修正はさせていただいてございます。

ページをめくりまして、8ページ目です。

8ページ目の放射線のところでございますけれども、放射線の用いられている用例、元々は「煙探知器」と書いておりましたけれども、もう少し幅広く使われているラジアルタイヤに直させていただいております。かつその上で、ラジアルタイヤのどういうところに使われているかということで、品質の向上、耐久性の向上ということで、実際に使われているところまで書き込んでございます。

それから、9ページ目でございますが、耐震のところにつきまして、9ページ目、1 - 2 - 2の上のところでございますけれども、耐震指針についてはということで、安全性の一層

の向上には不断の努力が必要であるということを書いてございます。さらに、積極的な対応が求められているという文言をつけ加えております。

1 - 2 - 2 では、プルサーマルのこれは実は初めて出てくるところなので、混合酸化物燃料（MOX）の軽水炉利用（プルサーマル）という形で、単に裸で使わないでプルサーマルの説明をつけ加えてございます。

10 ページ目でございますけれども、1 - 2 - 4 の上のところで、人材の確保のところですが、「多様性確保の観点から」ということで、「若手、女性、外国人研究者等の育成を図り、活用を促進するための対応が図られる必要がある」というふうな記述を加えております。これは後ろの方で、受ける方ではこういうことが必要だと書き込んであるんですが、現状認識が抜けておりましたので、加えさせていただいております。

それから、11 ページの1 - 2 - 5 の上の部分、マスメディアの記述でございますけれども、前回ではアンケート調査によればということ、非常に引けた書きぶりになっていたもので、これはファクトだけにした方がいいのではないかとということで、アンケート調査の記述とマスメディアを信頼していることがアンケート調査で示されているという記述を外し、マスメディアを通じて得るものが多いというファクトだけに直しております。

それから、先に行きまして13 ページ、核燃料サイクルの確立でございますけれども、核燃料サイクルの確立の部分で、2 番目のパラグラフをつけ加えております。「使用済燃料を再処理し核燃料をリサイクル利用する活動は」という言葉から始まる記述でございますけれども、核燃料サイクルの意義についてまとめて書いているところが必要ではないかというご指摘をいただきましたので、ここに8 行ほどつけ加えてございます。

それから、このページの一番下のところで、2007 年にということ、六ヶ所工場の記述の後の部分でございますが、再びこれはプルサーマルの意義ですが、「再処理で回収されたプルトニウム、ウランについては」ということで、この行から始まりまして、次のページの2 行目の途中まで、「プルサーマルが電気事業者により計画されている」というところをつけ加えてございます。

それから、このページの真ん中よりちょっと上の段落「また」ということで、使用済燃料の中間貯蔵についての記述、現状認識が入っておりませんでしたので、使用済燃料の中間貯蔵は核燃料サイクル全体の運営に柔軟性を付与する手段として重要だという趣旨をつけ加えてございます。

それから、その先「もんじゅ」の記述ですが、これもご指摘いただいたように、改造工事ということと、それから国の安全審査が終わっているということを加えております。

それから、次のページ、15 ページの1 - 2 - 8 のところですが、放射線利用のところにつきまして、6 行目のところで、がん治療とか害虫防除等書いてございますが、その前に放

射線診断という言葉が抜けていたので、それをつけ加えさせていただきます。

それから、ページをめくりまして１７ページでございますが、１７ページの研究開発のところで、一番上のパラグラフの中で、「エネルギー技術に対して競争力のある高速増殖炉サイクル技術などの次世代原子力発電技術」ということで、ＦＢＲ技術のことを明示して書く形に直させていただきます。

それから、１８ページ、１９ページでございますけれども、１８ページの１－３の上、国際のところでございますけれども、ここでは一番上のパラグラフの核セキュリティの最後のところ、「２００５年４月には核テロ防止条約が採択され、２００５年７月には核物質防護条約の改正が採択された」というファクトをつけ加えております。

それから、１９ページについては一番上のパラグラフ、１－３－１の部分の最後のところですが、「安全確保の実績を積み上げ、我が国の原子力研究、開発及び利用全般の安全確保に対する国民の信頼の確立に努めることが重要である」ということで結論を最後、国民の信頼の確立が必要だという形に直してございます。

それから、ページをめくっていただきまして２０ページ、２１ページでございますが、２０ページ、２１ページのところで１－３－５のところですよ。評価の重視のところの一番最後から１つ上の行のところで、「こうした評価の内容を国民に積極的に公開する」ということが重要だということをつけ加えております。

それから、第２章につきましては、２１ページのところでございます。２１ページの一番最後のパラグラフの医療における放射線利用について、これはもともと（６）のリスクコミュニケーションのところに入っていたものをここに移しております。

それから、その上に重点安全研究の話が入っておりますが、これは研究開発のところには重点安全研究を着実にやるというのを書いてあるんですが、安全確保のためにやるということがちゃんと入っていないと意味がないのではないかという指摘もございまして、ここに重点安全研究を着実に進めるということをつけ加えております。

それから、２３ページでございますが、２３ページの（４）の上のところで、一番上のパラグラフで地震の話がありますが、これも地震が相次いだことから、地震リスクに国民の関心が高まっていると、これも（６）のところのリスクコミュニケーションのところに書いてありましたが、そういう情報を活用するということだろうということで、場所をリスク情報の活用のところに移してございます。

それで、２４ページなんですが、（６）のところのコミュニケーションの部分は前に移しましたので多少短くなっておりますが、残った行の最後のところで「また、その意見等を求めて」ということで、意見を求めてコミュニケーションをやっていくということも明確にしております。

それから、2 - 1 - 2の核物質防護対策については、真ん中の4行目に「また」というのがございますが、「また」から「重要である」というところまで核物質防護条約の改正等が行われて、それに対して改良・改善を図っていくことが重要ということをつけ加えてございます。

それから、少し飛ばしまして、27ページでございますが、透明性の確保のところです。

透明性の確保のところで、これは前回安全協定の話が抜けているのではないかというご指摘をいただきましたので、2番目のパラグラフで、これは共生のところで書きました文章をそのままはめておりますが、「一方、事業者、研究開発機関は」ということで、「事業活動の社会に対する透明性の確保の観点から重要である」と受けの話を書き込んでございます。

それから、2 - 4 - 3、28ページでございますけれども、ここで国民参加の部分で政策決定過程への国民の参加について言えば、まず政策決定過程へと限定的に書いてある場合は国民参画という形で表現を直しております。この前の前回のご指摘を踏まえたところでございます。

それから、ページをめくって30ページでございますが、30ページの原子力利用の着実な推進というところの頭書きで、原子力利用はエネルギー利用と放射線利用の2つあるということを書いて書く形にしております。従来はすぐ3 - 1と始まっていたんですが、ちゃんと2つありますよというのをここでもう一度明示させていただいております。

それから、31ページの(2)の今後の取組のところで、保守管理技術の高度化について取組を行えというのを書けというお話もいただきましたので、下から3行目のところに「保守管理技術の高度化にも取り組み」というふうに直してございます。

それから、32ページですが、32ページの一番上のところ、4行目のところから、「国は、こうした事業者の創意工夫に基づく取組の提案に積極的に耳を傾け、リスクを十分に抑制しつつ実現できるかどうかを厳格に評価して判断を下すべき」と国の責務もつけ加えてございます。

その先はサイクルについては基本的に前回から余りいじっていないんですが、ページをめくりまして36ページでございます。

36ページの(4)のプルサーマル、上のところですが、サイクル事業の定着については、事業者は建設・運転によって定着・発展に寄与することなので、表現をそれらの施設の建設・運転により、実用再処理技術の定着・発展に寄与することも期待するというふうに直してございます。

それから、(4)プルサーマルのところですが、最初の3行、我が国としての支持を明確にしてほしいというご意見をいただきましたので、「我が国においては、使用済燃料を再処理し」と、「着実に推進することとする」という形でまとめております。

それから、次のページ、(6) 不確実性への対応ですが、こちらはそもそもの目的を直しております、「政策選択に関する柔軟な検討を可能にするために」ということで、政策検討のある意味では準備だということを明示した上で、国、研究機関、事業者がそれぞれの立場で全体を考えていくということにさせていただいております、そのための調査研究の例示はこの前は3つほど書いておりましたけれども、いろいろ議論の末、「直接処分技術等に関する調査研究」という形で、この前書いておりました超長期貯蔵とかトリウムサイクル技術等などは「等」の中で読み込む形にさせていただいております。

それから、39ページですが、表現を直したのは、一番最後の3-3の放射性廃棄物のところで、なお書きの部分がございます。これは場所を今までは3-3-4にありましたものを基本的考え方にかかわる部分だろうということで移しております。また、それから表現をどちらかというポジティブな書きぶりに直しております、処分のための検討がなされている検討中のものがあるので、ページをめくっていただきまして40ページ、具体的な計画を速やかに立案、推進していくことが重要だというふうな書きぶりに直しております。

それから、高レベルにつきましては、(1) の中で、最初のパラグラフの一番下のところで、「現在の取組を強化すべきである」と、さらにそのような評価を踏まえて新たな取組を検討するということが、現在の仕事の強化をするということを書いてございます。

それから、42ページですが、3-3-4のところの上のところのパラグラフ、安全対策を含む放射性廃棄物ですが、一部の廃棄物についてはという書きぶりになっておりましたが、具体的に書けというご指摘がありましたので、「研究所等廃棄物、TRU廃棄物及びウラン廃棄物」というような書きぶりに直してございます。

それから、研究開発ですが、44ページの4-1-1の上のところ、「また」という文章がございます。前はここは原子力と原子力以外についての研究開発の話になっていたんですが、この辺多少修正をいたしました。原子力の研究開発の大型施設がその他の分野に役立つということも踏まえて、そういう機能を評価した上で適切に考慮されることが望ましいというふうに直しております。

それから、あとは46ページに原子力研究開発機構の「もんじゅ」の成果を踏まえたFBR研究の話が書いております。これは多少言葉を補って、文章が多少長くなっておりますが、実用化調査研究の中身を詳しく書いてございます。

それから、ページをめくっていただきまして、49ページでございます。

49ページの4-4のところ、日本原子力研究開発機構の発足のところでございすけれども、こちらに前は安全研究の話が抜けておりましたので、安全研究の実施等、国の政策に対する技術的な支援を通じて活動に寄与するというふうに安全研究を加えております。

それから、ページをめくっていただきまして50ページですが、50ページの一番上のパ

ラグラフ、「さらに」ということで、核燃料サイクルに対するマルチラテラル・アプローチについての記述を書いております。これも前回は参考にしておりましたけれども、NPT会議の進捗状況等を踏まえて、原子力の平和利用にいかに関与するかを見きわめつつ、議論に積極的に参画していくべきであるというスタンスを書き込んでございます。

それから、最後、53ページでございますけれども、53ページの評価のところ、一番最後の「民間においても」というところで、事業リスクの話だけが書いてあったんですが、安全についてというのをちゃんと明示しろというご意見をいただきましたので、安全確保にかかわるものも含めて事業リスク管理を的確に実施していくということで、「安全の確保」という言葉をつけ加えております。

以上が修正点でございますので、ご議論の方をよろしくお願いしたいと思います。

（近藤委員長） ありがとうございます。

それでは、先ほど申し上げましたようなことで、大分細かい用語の使い方等につきましてもご指摘、大変懇切にご指導いただいたところ、事務局はそれなりに誠意を尽くしてやってくれたと思います。こんなものはパーフェクトということはありませんが、しかしそういうことで作業をやっていただきましたので、基本的には国民の皆さんに議論を問うものになったのかなというふうに思っていますけれども、皆様の方からこのことを含めてご意見を賜りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

資料第3号にあらかじめご意見を出していただきましたところをまとめております。ほかの欠席の方からもお電話とか書面でいただいたところについては、綴じることのほどもないということで処理させていただきました。田中先生からは記憶にありますので申し上げますと、「知」という言葉が先生の名前と同じなものですから、「知」という言葉の使い方について改善のご注文をいただきましたので、知識と知恵を足したものをあわせて「知」といって説明しました。knowledgeとwisdomをあわせるとどんな英語になるのかわかりませんがね。

もう一つ、創意工夫が生かせる職場の重要性については同感とのコメントをいただきました。そんなことで、ここにありますのは、伴委員のコメントと吉岡委員のコメントです。これらの方を先に指名させていただいてよろしゅうございますか。

それでは、伴委員から。

（伴委員） ありがとうございます。

その前に、最初のところでちょっと言おうかと思っていたんですけれども、今日資料の訂正というのをいただいたんですけれども、たしか金曜日のときも設備容量についての資料の訂正というのがありましたよね。多分、委員の方はそれは手に入っていると思うけれども、これは一般の方というか、傍聴の方等は手に入っていないと思います。それが1つです。

(近藤委員長) わかりました。

(伴委員) それから、意見に入りますが、私の方は書くとき混乱しておりまして、新計画(案)というのが大綱(案)に直さないといけない部分があって、ちょっと……。

(近藤委員長) こちらが悪かったんですから、気にしないでください。

(伴委員) それで、最初に今説明していただいたので、2の方の個別の話からコメントというか、意見をしたいと思います。1つは9ページのところ1-2の現状認識なんです。放射線利用について、放射線利用の利害得失云々とあって、国民に十分説明し、理解を促進する取組が重要となっているんですが、放射線の人体への影響等、これは研究課題の一つでもあるというふうに思うんですが、研究するところに入ってきていないので、単に理解を促進するだけではなくて、研究の対象であるということもどこか入ってほしいと思います。

それから、1-2-5の放射性廃棄物処分のところ、12ページですが、真ん中辺のところで、人間の生活環境への影響を有意なものとして処分できることというふうに断言されていて、前回のところは可能性が高いというちょっと表現になっていたと思うんですが、処分できるというにはまだ実証されていないところが多いので、書き過ぎだなというふうに思って、処分できる可能性があるとか、そういうぐらいがまだましかなというふうに自分は認識していますが、そこはコメントです。

次の13ページですけれども、前回のところでは、なお書きとして、核燃料サイクルの定義に当たる部分と見ていいんでしょうか。最初のところで「核燃料サイクルは」云々とあって、前回はここでおお、使用済燃料を廃棄物として処分するという、直接処分する国もあるというふうな書き方になっていたと思うんですが、それが抜けているんですけれども、再処理を実際にやっている国というのは圧倒的に少ないので、現状の認識としては、これは残すべきではないかというふうに思います。直接処分する国があるということを書き入れてほしいと思います。

それから、同じ13ページの方で、「再処理で回収されたプルトニウム、ウランについては」となっていて、回収ウランの部分、22日バージョンというか、26日バージョンといいますが、それでは回収ウランもMOXに加工するような書き方になっているのを今回は今日配られたところでは、少し変わっているんですけれども、非常に読みにくくてよくわからない。これですと、「回収されたプルトニウム、ウランについては」云々とあって、「プルサーマルが電気事業者により計画されている」というふうになっているんですけれども、なおちょっとわからないなと。多分、回収ウランはプルサーマルにならないということから、少し変えたのではないかと推察するんですが、なおちょっとわからない。

それから、25ページのところで、平和利用の点ですけれども、利用目的のないプルトニウムを持たない原則ということが挿入されました。前のときには入っていなかった。22日

バージョンでは入っていなかった。これについては、確かに入ったのはいいんですが、まだなお異論がありまして、余剰プルトニウムを持たないという原則というのを明記すべきであるというふうに僕は思います。余剰プルトニウムの余剰というのが利用目的のないというので形容されたのが前回の長計とすれば、今回は「余剰」という言葉がとれてしまっている。これはちょっとおかしいので、余剰プルトニウムを持たないという以前の国際公約、これをちゃんと書き込んでほしいと思います。多分私の意見が少しは通ったのかなと思いますが、なお不満があるということです。

36ページのこれは4のプルサーマルのところですが、ここですと当面海外において回収されたプルトニウムをMOX燃料に加工して使うというふうになっていて、六ヶ所MOXについては書いてないんですけども、要するに海外プルトニウムを優先的に使うと理解してよろしいのでしょうか。そう読めるんだけど、そういうふうに解釈していいのでしょうかという質問です。

それから、37ページの3-2-1、放射線利用の基本的考え方のところですが、これは新計画（案）という前のバージョン、論点整理のところで、放射線利用技術の固有の特徴が必要不可欠な場合に採用されるべきものであるという書き方になっていて、ここでは要するに利用の推進が全面的に出てきているんですが、少し論点整理に出てきたように限定的にといいますか、有意性と必要不可欠性みたいなものを加えていただきたいなというふうに思います。

それから、あと2点、39ページのところですが、これはちょっとややこしいんですけども、39ページのところのこの放射性廃棄物の処理・処分という、うまく言えないんですけども、3-3-2の(2)の超ウラン元素を含む放射性廃棄物のうちの地層処分を行う、要するに地層処分を行うTRU廃棄物と等価交換、それからフランスからの提案等について書いてある部分ですけども、そのほかの方には住民の十分な理解であるとか国民の理解であるとか、そういったのがきちっと明記されて記述されているのに対して、ここの部分とその3-3の部分については、理解を求めるなり、理解を得た上で進めるなりという表現がないんですね。これは結論的に言うときちっと入れてほしいということです。

以上が大綱（案）に対するコメントです。

それから、ひるがえって1に行って、この大綱（案）についてなんですけれども、一応いろいろなコメントを言いましたが、どこでこれを表明したらいいのか、僕もまだ迷っているところもあるんですが、とりあえず現時点でこの大綱（案）を骨格とすることについて、同意ができないということを表明しておきたいと思います。

どのようにそのことが反映されるのかというのはこれからなるかと思いますが、いずれにせよパブリックコメントを求めるときには、前回のように必ずしも全員の合意でないとい

うことをきちっと明記した上でとっていただきたいというふうに思います。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございます。

細かいことがたくさんあるんだけど、どうしようかな。

何か質問というか、解釈のところだけは一つお願いします。

(後藤企画官) ご質問が幾つかあったので、お答えしますと、まず2 - 1の話ですが、これは実は本体の方には重点安全研究の話の中で触れていますけれども、実は重点安全研究の中に今、伴委員が指摘したような中身が入っていて、その重点安全研究の中のページを言っても何なんです、中には放射線の人体への健康影響に関するしきい値の問題を含めた低線量放射線の人体影響に関する研究という形で、こういうものをちゃんとやっていくというのが入っておりますので、別にこれに限らず重点安全研究をしっかりとやっていくということを書いてあるので、それで含まれているというふうに認識しております。

それから、2 - 2はちょっと飛ばしまして、2 - 3の話はなお書きのところを外したということですが、これはサイクルをやっていくというのが一番最初の定義にあって、サイクルをしていない国もあると。我々はサイクルはある意味でちょっと狭い定義で、ちゃんとぐるっと回るものをサイクルだというふうに思っておりますので、ファクトとして書く、書かないという議論はここでしておけばいいと思いますが、私どもは今必要ないのではないかと外しております。

それから、2 - 4の話はMOX、再処理をしたときに出てくるウランはそのまま混合氧化物燃料にするとときに1対1で混ぜますから、一応それは燃料から回収されるウランはMOX燃料のときに使っているということになるので、この事実誤認はないのではないだろうかと思っております。

それから、2 - 5の余剰プルトニウムですが、資料の11ページを見ていただければ、利用目的のないプルトニウム、すなわち余剰プルトニウムということで、同じだということに認識をしながら書いておりますので、今は利用目的のないプルトニウムという形で表現を直しております。

それから、2 - 6は優先的にするかどうかというのは、基本的に言えば事業者さんが判断すべき問題だと思うものの、基本的には今のタイミングでは六ヶ所のMOX工場は動いておりませんから、海外のものが優先かどうかというよりは先に使われるというファクトにはなると思います。その後に、六ヶ所が動いた後の話はその状況を踏まえて判断をしていかれるのではないだろうかと思えます。ですから、我々が優先的に使えるかどうかということ議論しているわけではないということかと思えます。

それから、2 - 7のこの先ほどいただいた話は15ページのところの現状認識の方に書き

込んでありますので、評価は書きぶりは外してありません。

それから、2 - 8については40ページのところに国民の理解をもとに進めていくという内容がありますので、そこで包含されているのではないかというふうに思っております。

すみません、2 - 2の話はちょっと後で確認して、時間があればご説明したいと思います。
(近藤委員長) ありがとうございます。

どうぞ。

(伴委員) ほとんど全部にお答えいただいたんですけども、ちょっと2 - 4のプルサーマル、ウラン関係、先ほどの説明だと回収されたウランはプルサーマルで使うというふうにおっしゃいましたけれども、それは違うんじゃないですか。

(近藤委員長) ちょっとそれは違うというのは、これは実務をやっている方、前田委員が一番詳しいです。

(前田委員) 再処理で回収された回収ウランをそのままMOX燃料に入れるかという、これは今のところは入れることになってないことは事実だと思いますけれども、回収ウランそのものをリサイクルしていくということは当然のこと考えているわけでありまして、そういう意味で、再処理をして回収された物質をリサイクルしていくための技術的基盤、社会的基盤という意味では、必ずしも間違っているわけではないと思います。

(近藤委員長) 勝俣委員。

(勝俣委員) 六ヶ所の再処理工場で再処理される燃料から回収されるプルトニウムは、同量のウランと混合した状態で製品とするということで、今安全審査に申請しているところなので、両方使うという表現で、これは間違っていないということで考えています。

(近藤委員長) テクニカルなことは正しくなるように努力しますので。

今のでいいですか、そういうことで。

(伴委員) とりあえずは。

(近藤委員長) 吉岡委員。

(吉岡委員) ありがとうございます。

私の意見メモは3ページから22ページ末尾までで、毎回長くてすみません。この構成は最初の20枚中15枚が少数意見案であり、残りの5枚は政策大綱案にはいろいろ瑕疵がたくさん認められますので、それについて事細かに詮索して、特に資料や用語集について細かく詮索したものとなっております。

最初の少数意見の意見書から言いますと、今回できれば少数意見を書かせていただきたい。15枚というのは、恐らくとても無理だと思いますけれども。この15枚の内容というのは、私が今まで出した250枚ぐらいの意見書の内容を、さらに要約したものになっているわけですけれども、このぐらいの理由があるんだということを、この政策大綱の読者には知って

いただかなければいけないので、最も縮めて15枚にしました。最終的に載せる格好としては二、三枚にして、これを別途ウェブに載せるとか、そういうような処理の仕方もあるんだと思います。

ところで、97年に高速増殖炉懇談会がありまして、そこでは私は少数意見案を書きました。パブコメが六百数十件があったんですけども、私の少数意見もパブコメにかけられまして、四十数件の意見があって、私はその答えを書いたというようなことがあるんですけども、ここでどうするかについては委員長に一任をします。そういう方法ももしかしたらあるかなというふうに思っております。

内容に入りますけれども、基本的な4点についてやはり同意ができないということで、ここに書きましたけれども、政府の役割についての基本的な哲学、商業原子力発電、核燃料サイクル、最後に核軍縮・核不拡散政策、この4つです。伴さんののは、私の第2、3点についてとほとんど同じだと思うんですけども、第1点については伴さんとちょっと考え方が違うのかなと。

私の場合は理論に心中するようなところがありますので、原子力発電はアприオリにノーではないという、そういう枠組みですので、自己責任、自己決定でよろしいということです。伴さんはそれが違うのかもしれない。そこがもしかしたら基本哲学の違いかなというふうには思っております。

基本哲学から見ると、この長期政策大綱というのがどうも全体として原子力介護プランのように私には見えておりまして、いろいろ表現としては育英的なことが書かれているんですけども、実態は介護プランで、介護する事業者にはきちんとこれについては支援を与えるという、どうもそういう形になっておると思います。そういうものに私は反対する。例えば破綻処理とか、そういうような形で国が面倒を見るというのは、これはあり得る方法だと思いますけれども、育英と言いつつ介護の支援を与えるというのは、これは違うであろうと思います。ですから、破綻処理でドイツ的に介入というのはあり得ると思いますけれども、今はそういう認識をとっていない以上は、政策大綱ですか、それには賛成できないということとであります。細かくはこれを読んでいただきたいと思います。

それと、商業原発について3割、4割というシェアを確保し、しかもリプレイスは原発は原発でというような、そういうような非常に押しつけがましいことを書いて、これは書き過ぎであろうと思います。高速増殖炉についても2050年からの実用化、計画もないのに実用化というのがあるのは、非常に変だということです。そういう基本的な論点について同意はできない。

核燃料サイクルバックエンドについては、これは延々と十何回も述べてきたので、繰り返しませんけれども、参考までに申しますならば、私を委員長とする国際評価パネルでは、外

国人の論文がそろいまして、来月中ぐらいにレポートを公表いたします。そこで、より詳しく述べることになると思いますので、ぜひ紹介したいと思いますので、ご期待いただければ幸いです。

核軍縮についてはねちねち書きましたけれども、これを読んでいただきたい。他に重要なのは17ページですね。補遺です。原子力委員会も努力したんだということをちょっと認めようかと思って、こういうことを書きました。つまり京都議定書をもじっていえば、柔軟化措置というのか、毒消しを加えられている。例えば、今の原子力がメリットとされる特性というのは、これは相対的であり、可変的であるという認識が前回よりも明瞭にとられている。

さらに、将来の発展は原子力に関しては保障されたものではなくて、競争相手との切磋琢磨であり、負ければ滅びると、一応そういう認識がとられていると思います。

それと、原子力開発利用に対する政策も変わり得る、基本政策も変わり得る、ということになった。政策選択の柔軟な検討という、そういう表現が入っていたと思いますけれども、そこは意味があるなとは思っております。

それと、政策評価、特に末尾でそれがかなり強調されている。こういう基本的でかつ抽象的な論点では、私の意図するところをよく酌んでいただいたことは感謝をするんですけども、いかんせん抽象的な論点であり、その一方で具体的に3割、4割のシェアを維持するか、そういうようなことが書かれているのどうも不整合を起こしているの、この点は同意しがたい。しかし、評価はするということであります。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございます。

それでは、ちょっと順番に行きましょうか。

児嶋委員。

(児嶋委員) どうもありがとうございます。児嶋でございます。

最初に、私は「原子力政策大綱」とすることについて、前回賛成、私もいいと思ひまして、それでいいと思っておりますが、そのときに申し上げましたが、2005年とか、あるいは平成17年というのは、この文書の中には全部いわゆる西暦で書いてありますので、2005か何かそういう年数を書いておく必要があるんじゃないかということを主張しましたけれども、それが書いてございませんので、どうしてそれが書かれなかったのかということをお聞きしたいと思います。

私はこれが、といいますのは、この政策大綱がずっと続くわけではなくて、5年か10年後に見直すわけですから、そのときのことをきちっと書いておいた方がいいんじゃないかと。これまで長期計画にも数字がなかったわけですが、それもむしろおかしいんじゃないかと。1995年の長期計画とかということがありましたけれども、そういうのは言われてみて気

がつくので、私はできれば数字を書いた、あるいは制定した年数を当然書くべきではないかなと、そういう例があるのか、ないのか、ちょっと私も知りませんが、それが一番最も重要な点であります。

それ以外にちょっと細かい点で二、三まだ直ってないなというところがございますので、大変僭越ですけれども申し上げますが、6ページの上の方の2段目の段落、この辺はなかなかよくなっているんですけども、1点だけ直ってないといいますが、私が気に入らないのがあるんですが、それは上から2段目の5行目の右側で「優れた他者」とありますね。これは恐らく皆さん読んでいて「優れた他者」というのはわからないんじゃないかと思いますね。この場合は風力とか、あるいは太陽光エネルギーというような新エネルギーを指しているんだと私は思いますけれども、それ以外のもののエネルギーがあるのかもしれませんが、「優れた他者」という言葉はわかりにくいと私は思います。

それから、もう一つ次に11ページの下から5行目でございますが、「化石燃料を巡って世界で資源獲得競争が激化する可能性がある」と、これはちょっと現状認識が甘いんじゃないかと。激化しつつあるというのが現状ではないかと。ですから、可能性があるというのではなくて、これから出てくるかもしれんということですが、これは現実には激化しつつあるわけですね。そういう認識を私は持っております。

それから、もう1カ所だけちょっとコメントさせていただきたいんですけども、それは20ページの一番下の行でございますが、この文章はちょっと文章として切ってもらいたいといいますが、「施設の設計、建設、運転に当たって」、そして「人は誤り、機械は故障する」というのを括弧でくくるか何かしていただいて、そうでないと「運転に当たって人は誤り」というのは、これはちょっと表現としてはまずいんじゃないかなと。

もっと言いたいところ、細かいところはあるんですけども、これで以上で終わります。
(近藤委員長) 今の最後のコメントに私もちょっとびっくりしたんですけども、確かにそうですね、ぜひ細かいことでお気づきになったことは、紙に書いて、あるいは口頭でも結構ですから、お知らせいただければありがたいと思います。

この紙に年号をつけるというのはいたしません。これは必ず制定の年月日が入りますので、ですからおのずと自明というか、お使いになる方がそこを明らかにしていただければいい、そういう整理であります。

(児嶋委員) 鏡に入るわけですね。

(近藤委員長) 鏡かどこか必ず日付が入ります。現行長期計画にも年号は入っておりません。

それから、「優れた他者」は皆様にお任せします。この会議でもアメリカの原子力発電所に比べてどうかという話がございましたし、再生可能エネルギーと比べてどうかというご発

言もありました。経営にとって非常に重要なことはそのように常に優れた他者を見つけて、それと競争していくこと、そういうマインドを持って改良、改善、努力を続けていくことが非常に重要だと。そこは風力が敵と思ったら、それを打ち負かすべく頑張っていたいただければよろしい。それは皆様の問題ですので、よろしくお願いします。

さて、それでは佐々木委員。

(佐々木委員) ありがとうございます。

資料の第1号に2つの面があると思います。1つは今のネーミングの問題ですね。この資料の名前について、これについては前回私は自分の意見を申し上げて、本日冒頭で近藤委員長の方からそれについてのお考えがございました。私は了解をいたしました。

それから、大方のこの場の委員の方も「政策大綱」というネーミングについて、余り「反対」という強い意見もなかったのではないかとということも認識しておりますから、私はこのネーミングについてこれでいいのではないかと、あえて反対はいたしません。それが一つ。

それから、もう一つ、より重要な中身の問題ですが、中身についてはいろいろ細かい点はあるかと思いますが、私は今までいろいろなお立場からの多様な意見をかなり採用していただいているということ。この点での特に事務局の方々のご努力に対しては非常に敬意を表します。

冒頭に近藤委員長がおっしゃったように、できればこれをパブリックコメントに付したいのだとおっしゃったかと思いますが、私は個人的にはこれでパブリックコメントを付していただいてもいいのではないかと思います。

以上がこの資料の第1号についての全般的なコメントです。

もう一つ、せっかく今日出席したので、確認を兼ねて念を押したいことが1つあります。それは、ネーミングが今までの「計画」というところから「政策大綱」に変わりましたね。しかし、変わったけれども、従来どおり「計画」という名前がついていたときと同じように、大体5年ぐらいのインターバルで改定とか見直しという作業は今後もなさるのでしょうか、ということを知りたい。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございました。

最後の点だけ。中身は時宜に齟齬があると思ったら変えますという、それが基本です。中に10年云々という数字があったかと思いますが。ですから、長くてもそこまでほったらかしておくとは後が困っちゃいますから、そういう縛りが入っている。他方、現在のような政治の流れの中では、計画的に5年ごとにやると、そういうような物の考え方は、必ずしもそぐわないのであって、適宜適切に状況判断をして、変えるべきものは躊躇なく変えると、そういうふうにお答えを申し上げたいと思います。

松尾委員。

（松尾社長） ありがとうございます。松尾でございます。

前回以前に申し上げたことについて、その意をくんで取り上げていただいておりますことを大変ありがたく思っております。

2点申し上げたいと思います。

まず第1点目は話題になっているタイトルについてでございます。実は私は最初はこの会議に出ましたときに、全体を見て内容が長期計画というニュアンスではないのではないかというようなことを申し上げた覚えがあります。その時は、タイトルが変わると思っておりませんでした、中身は基本方針とか理念ではないかと思っておりましたので、それにふさわしいタイトルになったと思っております。それが1点目。

それから、2点目は質問でございます。今お尋ねするのは早いかもしれませんがけれども、もしお答えがありましたらお願いします。これだけ我々が努力した結果として、この大綱ができ上がった段階での、国としての位置づけについては、例えば閣議で決定になるとか、報告になるとか、いろいろあろうかと思いますが、私としてはある程度国策ということで、国としてこの大綱を是とするというアナウンスが何らかなされるのではないかと思っております。その辺についてちょっとお尋ねしたいと思っておりますので、お答えがあればお願いしたいと思います。

以上です。

（近藤委員長） ありがとうございました。

最後の点につきましては、原子力委員会は国でございますので、原子力委員会が決めたということで十分だというふうにお考えいただけないとすれば、極めて残念なのでありますが、他方ここで既に岡本委員から同趣旨のご質問をいただいて、検討させていただきますとお答え申し上げ、引き続き検討中であるところ、進捗状況があれば、事務局から発言させますが、何か今発言できることがありますか。

（戸谷参事官） その後、実はいろいろな検討が進んでいるわけでございますが、少しかいつまんで申し上げさせていただきたいと思います。この新計画策定会議でご議論いただいていることの取り扱いということでございますけれども、原子力委員会が内閣府に移り、初めてこういう作業をしているということでございまして、まだ最終確定しておりませんので、検討中ということでちょっと申し上げますが、この原子力委員会が内閣府に移りまして、原子力委員会の所掌事務自体は変更が全くございまして、原子力基本法に基づき、原子力政策を決定する機関であるとの位置づけについては、全く変わっておりません。

それで、ただ行政庁、要すれば実際に具体的な施策を進める経済産業省なり、あるいは文部科学省がこの原子力委員会の決定なり、議論している内容をどういうふう to 受けとめるの

かということが問題になるわけでございますけれども、その点につきましても一般的には行政庁として具体的な施策を進めるに当たって、各省庁においてこの原子力委員会の決定が基本的には尊重されるべきものであるということの性格についても変わりはないというふうに私どもは考えております。ただし、これを具体的な手続としてどのように確定をするかといいますか、どのように扱うかという具体的なやり方について今検討中であるということでございます。

この点についてさらに申し上げますと、従来は原子力委員会の委員長が内閣の一員でございます国務大臣たる科学技術庁長官であるということでございましたので、制度的にはある意味では自動的にといえますが、行政庁は委員会決定に明示的にコミットする形になっておりましたけれども、現在はそういった形になってないといったことがありますことから、この点についての具体的な手続を明らかにしていく必要があると、そういうことでございます。

それで、そういうことでこの点は従来と同じように行政庁がこれを受けとめて、政策の基本方針として尊重するための手続として、この場でも何回かございました閣議との関係でどうするかということについて、現在、調整を進めているということでございます。

ただ、いずれにいたしましても、この新計画策定会議で今ご議論いただいていることが今後パブリックコメントもございますし、それから手続として今度は原子力委員会で決定をされるといったような幾つかの段階も踏んでいくということでございまして、まだ最終的な確定をいたしますまでに、時間がもう少しかかるということで、要はそういう内容の詰まりぐあいとある意味では並行的に最終的な閣議での取り扱いも確定をするということで現在、検討を進めていると、そういうことでございます。

（近藤委員長） ありがとうございます。

極めて役人的なお答えでしたけれども。

神田委員。

（神田委員） 全体の流れとしてはこれでいいというふうな感じがするんですけども、1つ気になるのは、前回トリウムサイクルという字が入っていたのに今回入っていないんですね。後藤企画官の説明には、抜けたということすら言わないと、だから密かに抜いたという感じがしたのですが、トリウムサイクルをどうして入れるべきと言ったかということに関して言います。

トリウムサイクルを入れてくださいと私がお願いしたのは、インドで物すごい勢いでトリウムの研究が進んでいて、工場に行かれましたらびっくりされるでしょうけれども、物すごい大きいトリウム工場があって、ウラン233の製造に励んで、トリウムサイクルが実際に高速炉をつくったりして動いているわけですね。手のひらに乗るぐらいの小さい臨界集合体で臨界実験をやっていますから、そういうのを見ますと、あれだけ進歩しているインドのト

リウムの研究というのを簡単に削除しない方がいいんじゃないか。

それで、日本も今すぐにトリウムサイクルをやるという意味じゃないんですけれども、インドが独断的にあれだけ進んでいったんだから、何か追従する形というのは持っていた方がいいんじゃないかという意味で言ったわけです。

前回の策定会議が15日にありましたけれども、15日はインドと中国が原子力協定を結んだ記念すべき日ですよ。それから、先週はインドの総理大臣がアメリカに行って物すごい協定を結んだし、アメリカはインドの研究にこれだけコミットするというのを言ってしまったんですから、原子力委員会がそれはご存じないわけではないと思うのに、何で消えたんだという気がする。特に先週のブッシュ大統領の意見はGeneration だけじゃなしにITERまで入っていると、正式の議事録を全部読んだわけではありませんが、要約版を読みますと、物すごい勢いでアメリカはインドに接近して、NPTだけの問題ということは別個に切り離して原子力の開発研究はアメリカ、インドは共同でやるということを言っているのに、今これを外すというのは、何かちょっと方向が逆じゃないかなという気がしたということです。それだけです。

(近藤委員長) そのこのところは、政策選択の幅を広げるためにということで設けられたものであるところ、キーイシューは再処理路線のみならず直接処分路線の勉強もしておくことがよいとのことですから、それを明確化するには余計なものは入れない方がいいということで削りました。

それで、途中の案では3つ書いてあった1つは直接処分、2つ目が超長期貯蔵、3つ目がトリウムなんです。トリウムというのは再処理あってこそ使えるものなのであって、再処理の時代になれば、トリウムであろうとウランであろうとどちらでもいいのですからトリウムの研究を否定するもので全然ないんですけども、この文脈では言及不要という、そういう判断で落としました。インドの問題につきましては、今お話しのように国際政治上のコンテキストで非常に重要な内容であることは十分理解して、そのテキストも全部読んでありますけれども、その上でこの問題については軽々に判断をするべきものではないという認識を持っております。例えばNSGにおける扱いとか、実施に多くのバリアが存在するということがテキストに明確に書いてあります。ですから、それに飛びついてここに何か書くということとはしませんが、国際社会の今後の動向に柔軟に対応できるように、国際対応のセクションに書き込んであるつもりでございます。

それでは、勝俣委員。

(勝俣委員) これまでのいろいろな意見、議論をきちっとまとめてあり、大筋として大変よいものになったのではないかと思います。原子力に携わる事業者といたしまして、改めて近藤委員長並びに事務局の方々に敬意を表したいと思います。どうもありがとうございます。

た。

今後、パブコメと、こういうことになるわけですが、この１年間、これだけ集中的かつ徹底した議論をしたというのはそうないことでありますので、ぜひその成果は今後立地地域を始め、国民の皆様によりよく理解していただくということが大変大切になると思います。原子力委員会の方々にはご苦勞をおかけしますが、エネルギー需給の現状、その中における原子力発電やサイクルの位置づけ、さらには我が国の原子力発電やサイクルを推進する理由など、今回確認されました我が国の基本的な考え方をわかりやすく伝える工夫をぜひしていただきまして、今後積極的に発信していただければと思います。ぜひよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

（近藤委員長） ありがとうございました。

殿塚委員。

（殿塚委員） ありがとうございます。

今回のこの案については、私の意見に全て対応していただいたわけではございませんけれども、近藤委員長を始め、大変事務局の皆様方にご努力されていただいて、大方これで結構であると、特段の異論はございません。改めて感謝するところでございます。

それから、私事で申しわけないんですけれども、新法人の理事長ということで指名を賜りまして、その立場から一言だけ申し上げたいと思います。私どもにとってこの原子力政策大綱というものは、重要な指針になるわけでありまして。ここで私どもに託された責務については、真摯に対応していくということが必要であり、またその方針で臨むということでございます。また、両法人の職員が統合を機に、心を一つに夢と誇りを持って国民の期待に応えられる新法人をつくり上げるよう、全精力を傾注して取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆様のご支援を賜りたいと思っております。

それから、この基本的な施策の方向を示してあるこの大綱を実効性のあるものとするためには、また私どもの新法人の活動をしっかりとした後ろ楯をいただく必要がございますので、行政官庁で政策の具体化を図っていただく必要のあることが多々ございますので、国の役割というものをよろしくお願いいたしますと思っております。

ご案内のとおり、現在文部科学省では科学技術学術審議会のもとで原子力分野の研究開発に関する委員会、それから経済産業省におかれては、総合エネルギー調査会のもとに原子力部会というものが始まって検討がされ始めるということでございますが、そこでの検討に期待しております。よろしくお願い申し上げます。

（近藤委員長） ありがとうございました。

庭野委員。

(庭野委員) ありがとうございます。

前回、ちょっと出れなかったものですから、今回お話しさせていただきますけれども、今回の内容については多くの議論を重ねた結果を要領よく、非常にわかりやすくまとめたいただいたというふうに思っております。特に個々の具体論はちょっと今日は申し上げられませんが、31ページの上の方に書いてある1、2、3、特に2、3というのは原子力発電所をつくる産業界、製造者側という立場から見ると、これほどはっきり書いていただいたということに関しては、今後の事業計画、また人員の育成、技術の維持という面で、非常に長期的な見通しを立てられるというふうに感謝しております。できれば5年、10年たったときに、余りこれを大幅に変えないように、我々も努力していきたいというふうに思いますので、ご協力をお願いしたいと、こういうことを言うてはいけないんですけれども。

また、現在我々が非常に課題と思っていることをある意味では適切に32ページの上の方に書いていただきまして、このご指導に従って製造者側の産業側も自立するというか、しっかりとした体制を全体的に見て、また個々にもそれを進めていくということに参考というか、これに応えていきたいと思っています。

特に31ページは、はっきりと書いてあるんですけれども、ここのところをご配慮いただいて、「期待する」というふうに最後はまとまっていますが、期待に応えるように頑張っていきたいと。

本当に今回こういうものを明確に出していただいたということで感謝しておりますし、これからしっかりと対応をとっていききたいと思っています。本当にこの間、事務局を含めた皆様方のご苦勞は改めてこの場をかりて御礼申し上げたいと思います。

ありがとうございました。

(近藤委員長) ありがとうございました。

井上さん、どうぞ。

(井上委員) よろしく願います。

ちょっと細かいことで申しわけないんですが、6ページなんですが、「原子力委員会は」、その3行目に「基本的考え方を踏まえることを期待する」とあるんですが、これはだれに期待するのかなと、ずっと読んでいくと、「切望する」とあるんですが、これは「踏まえ、原子力関係者には」と続いて、あと「切望する」でいいのではないかなと思いました。期待するというのはだれに対してなのか、原子力委員会は、この理念を踏まえて切望すると続くといいのです。

次の第1章の1-1の基本目標の最後の「目指すべきである」ですが、「べきである」というのは主体者が目指すということをはっきり言い切っているのであって、「基本目標を実現することを目指す」でいいかなと思いました。

次ですが、7ページの上から8行目のところ、「以下では、1 - 2. でこうした」云々という3行あるんですが、これと同じスタイルが30ページの第3章のところに「原子力利用にはエネルギー利用と放射線利用がある」と、つまり目次に対する説明がこの3行ほどで書いてあるんですね。目次に対する説明は読めばわかるわけで、要らないのではないかと。この7ページと30ページのここだけに目次の説明があって、ほかにはないんです。だから、別にこれは要らないかなと思いました。

以上です。

(近藤委員長) わかりました。

最初の6ページの最後のパラグラフ、利用がこれらを踏まえて進められるということなので、こういう研究、開発及び利用携わる者全てについて期待しているという、そういう趣旨で読んでいただけるのかと思いますけれども、前が一文になっているのは切ったことで、しかし切った方が多分わかりやすくなっている。ここに細かく者をまた並べるのはわずらわしいということがありまして、外してあります。ただ、その際で原子力関係者ということで、ここはいわば顔の見える表現の方がいいかなということで、こう書いてみたんですが、もし誤解が生じるということでご指摘だとすれば、もう一度頭を冷やして考えますけれども、とりあえず承るということで処理させていただきます。

それから、目次を改めてしゃべる、文章の調子をつけるということなんですが、例えば2のそういうことが自明なところについては何も入れる必要はないと思うんですが、原子力の利用といったときに、しばしばここでご指摘があったんだけど、原子力の利用というとか何かエネルギーだけというふうに思われて、またいきなりエネルギーの利用からしているので、ますますそこがぱっと放射線はないなと思って見逃されてしまうという、そういうおそれがなしとしないとしたら、そこにちゃんと2つなんだよということを書こうという、そういうことなので、それは読み手に対するサービス精神をどう持つかということかなと私は思って、何か親身ではないんだけど、そういう心持ちでご理解いただけたら、ご賛同いただけるに違いないと思って書いているという程度のことですから、おっしゃることはある意味では極めて適切なことをおっしゃっていただいていますので、これも頭を冷やして考えますと、私は何となくこれは気持ちがよくて、ここはこれでこれがあるといいというふうに思って臨んでおります。

千野委員。

(千野委員) 普段のようにたくさん札が立っていれば、あえて立てなかったんですけども、少ないようですので、ちょっと立てた次第で。1つは皆さんおっしゃっていますように、わかりやすくなって大変よかったということは、そのとおりで私も基本的に共感いたします。ただ、前回私は休んでおりまして、議事録を拝見すると、何人かの方がセンテンスが長

いとか、そんなふうなことを指摘していらして、それは私自身にも依然として感じられる部分があります、具体的には申し上げませんが。

それで、こんなことを言っただけなんですけれども、声を出して読む日本語ということがあります。息継ぎが上手くできないような場合は、ちょっと長過ぎるということはあるのではないかなというふうに思います。それが1点。

それから、もう一つは私はいわゆる業界関係者でもなく、利害の外にいる人間として、前回の長計と今回の大綱になるんでしょうか、関わらせていただいて、その間の一番大きな変化というのは、日本を取り巻くエネルギー需要の大きな環境変化ということだと思います。それから言うと、私自身の中でも原子力というものに対する位置づけの重要さというのは、やはり大きくなったかなということを個人的には感じているわけなんです、一方この間長計が出てから、今回までで原子力業界において起きたことというのは必ずしもプラスではなかった。必ずしもというより、むしろマイナスと思われることが続いたということで、それは非常に残念であり、遺憾なことであったと思うわけで、今日も勝俣委員や殿塚委員のおっしゃったことを大変貴重なものと聞いておりました。

ということで、これで決まったわけではないんですけれども、改めて今だんだん終わりに近づいているので、そのようなことを感じているということを申し上げたいと思います。

(近藤委員長) ありがとうございます。

長いというのは、随分点を入れて短くしたつもりですが、まだあるのかなと思いつつ。

それから、おっしゃるように今回皆様のご賛同を得て、この原子力委員会が安全の問題についてどこまで書けるのかということがあることを認識しつつ、安全という言葉を共通理念にストックに入れたり、かつ原子力、それを2章の頭に持ってきて、それについてあるべき姿について皆様のご意見をここに書いてみたということで、この5年間の苦い経験を踏まえて、未来への取組として、改めてここにこれを強調しているということは、おっしゃるような意味で、皆様のそれぞれの意識を踏まえているのかなというふうにも、これは勝手に思っているところでございます。ありがとうございます。

それでは、渡辺委員。

(渡辺委員) ありがとうございます。

最初に、31回にわたりまして会議運営、それから全体のコンセンサス形成にご苦労された近藤委員長のご努力に改めて敬意を表させていただきたいと思います。

ただ、私自身の結論を最初に申し上げますと、この間の議論の積み重ねの結果といたしまして、パブリックコメントにかけることにしましては反対いたしませんけれども、今回の内容につきまして、何度も繰り返し発言させていただいていますように、2点について同意できないということを申し上げたいと思います。

まず、1点目なのですが、2030年以降の電源構成の比率の問題です。地球温暖化対策に有効だという一般論と結果責任を負わないラフな設計だけで方向づけをされようとしているわけですが、今の時点でなぜ比率を含めてここまで踏み込んだ書き方をしないといけないのか、やはり理解ができません。恐らく今回の政策大綱の要約では、核燃料サイクルとこの2030年以降のことが最も強調されて宣伝されていくと思われます。今後、これは国の決定だからという言い方で、金科玉条のごとくあちこちで使われる姿は目に見えているというふうに思っておりまして、そうした点も踏まえると、2030年以後も30から40%、それ以上といった書き方については同意できません。

それから、2点目なのですが、核燃料サイクル政策についてです。

これにつきましては、中間取りまとめのときに保留にさせていただきました。政策の柔軟性は文書の上では配慮されましたが、このまま突き進んで途中でトラブルを起こしたりしたときに、引き返すことができるのでしょうか。日本の電力会社が保有するプルトニウムが既に40トンもあるというのに、さらにプルトニウム生産を急ぐ必要があるのでしょうか。将来、身動きがとれなくなるリスクを強く感じますし、その際の消費者負担、国民負担を懸念せざるを得ません。

以上の2点なのですが、なお細かい点ですけれども、今回の資料で新たにつけ加えられたことで28ページの第1パラグラフの最後において、リスクコミュニケーション能力を有する人材育成について、「女性が果たす役割も大きい」というふうに追記されています。現に原子力発電の現場とか、放射線利用にかかわる医療現場や大学での研究面など、多面的な分野で女性が活躍をされて、役割を果たしているというふうに思うのですが、政策大綱のこの部分だけを殊更強調されて、女性の役割が書かれることは唐突で違和感を感じます。こうした書き方はむしろ女性の役割のとらえ方が一面的な印象を受けると思います。人材を計画的に育成するべきという前回の文章でよいのではないかというふうに思います。

最後に、全体を通じてですが、この策定会議に消費者の立場で参加をさせていただきまして、再処理と直接処分と比較検討作業を行ったことや、経済性の視点や政策の柔軟性確保の必要性、信頼回復のための関係者の風土改革や、リスクコミュニケーションなどの点などが盛り込まれるなど、前向きに評価される内容が多々あったと思っております。

けれども、本当に日本の原子力政策が、圧倒的多数の国民の信頼と理解、それから納得の上に進められる必要があるべきだという私の思いとの関係で言えば、今申し上げた2点については同意できないということを申し上げておきたいと思います。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございます。

最初の2つについては何回もお聞きしていることですが、この場の様々な議論を経て、前

回は前田委員からもご発言があって、そうかということでここにまとめさせていただいているところです。なお、その真意については説明責任を果たしていくことが必要と思っているところであります。

それから２８ページ、この「女性の果たす役割も大きいことを引き続き考慮して」と、これは非常に、この男女共同参画社会の形成に一生懸命努力されている方からのご提言だったものですから、そうかなと思って入れてしまったんですけども、本当に読み直してみるとどうかなという感じもしないでもないので、検討してみます。

（後藤企画官） いじりの大変です。これはちょっといじりにくいですね。いじりにくいですが、これは。

（近藤委員長） いじりにくい。だから、ちょっと非常にポジティブな意味で書いた、書くべきだというご主張があったんです、女性を高く評価する立場で。ただ、それは何というか、まさに「共同参加」という言葉と合うかどうかについて若干議論があると思います。わかりました。直せるかどうかわかりません、ちょっともう一度議論してみます。善意と言ってもよくないんですけども、何かそういう思いを込めて提案された方の意図を酌みつつということで。

岡本委員。

（岡本委員） 近藤委員長が、どんな小さなことでもいいから言えとおっしゃったので。

３１ページの一番最後のパラですけれども、「我が国の原子力発電は、設備利用率や作業者の被ばく量の実績において欧米の後塵を拝している。」というのは、これは設備利用率で後塵を拝するというのはいいんですけども、「被ばく量の実績において後塵を拝する」というのは、もっと被ばくしろという感じになってしまう。ここは被ばく量の遮断実績において欧米の後塵を拝しているとか、極小化実績においてとか、そういうふうにお書きになるべきではないでしょうか。

あとは、もう何か文法上、明らかにちょっとおかしい書き方などがありますが、それはもうここでやることではないので、別途事務局に伝えます。

（近藤委員長） ありがとうございます。

「パフォーマンスインジケータ」という言葉がありまして、これのあるものは大きい方をよしとし、あるものは小さい方をよしとする中で、我々の世界で、我々という言い方はいけないかな、この量をインジケータにして、これは小さく、これはなるべく大きくという世界があって、その実績という言葉で、業界用語として書いているのですが、誤解を招くというご指摘、考えさせていただきます。

内山委員。

別に、今日時間が余っているわけではないので、皆様の発言が終わったら、取り扱いにつ

いて決めねばならないので。どんな小さなことでもとは申しません、重要と思うことだけに限って、ご発言いただければと思います。よろしくお願いいたします。

（内山委員） そうすると言いにくなります。

実は、附属資料にある図表が本文とどう対応しているかよくわかりません。番号を見ても必ずしも合っていないし、ばらばらに添付されています。これは何とか対応づけができないんでしょうか。この図表は本文と一体になって印刷されることになると思いますので対応づけが必要かと思い、それぞれ引用する場所を本文に書けないものか、検討をお願いします。

（近藤委員長） わかりました。

皆様ご承知かと思いますが、最近随分変わっていきましてけれども、行政文書の中で図表の取り扱いというのはそうまいものは余りないんですね。今回もいわば関係するものをばっとチャプターごとに集めたという程度で、順番もおっしゃるとおり、まだ十分に出ていないということは重々認識しています。どこまでレベルアップすればいいのかなというところについても含めて、検討させていただきます。

（木元委員） すみません。いいですか。

（近藤委員長） どうぞ。

（木元委員） 今の渡辺さんのご発言なんですけれども、私もその件でご相談を受け、気になっている箇所でした。例えばそのところ、28ページの一つめのパラグラフの終わりのところですが、「原子力に関する知識やリスクコミュニケーション能力を有する人材育成についても」とし、そして「女性が果たす役割が」として、「大きいことを引き続き」を後に持ってきて、「女性が果たす役割が大きいことを考慮して、引き続き計画的に行うべきである」となると、ちょっと緩和されると思います。でもやはり「女性」という言葉を使わない方がいいとお考えになりますか。私も本当は男女同等の立場から、使う必要はないと考えます。ですから、こういう能力を持っている人のことをもっと考慮しようということでもいいんだと思うんだけど、そこは後で委員長に。

（近藤委員長） いずれにしても検討させていただきます。これについてご発言いただき始めると多分収まりつかないですよ。

（木元委員） そういうこと。

（渡辺委員） 私も男女共同参画に大変関心を強く持っておりますので、「女性」ということで入れるのであれば、ここではないんじゃないかなというふうに思うんです。その一言だけにしておきます。

（近藤委員長） ありがとうございます。

（木元委員） あともう一つ、6ページ、井上さんがおっしゃったことだったと思うんですが、2つ目のパラグラフ、「原子力委員会は、今後の我が国の原子力の研究、開発及び利

用」、ここの「利用が」の後に点を入れて、その前の「原子力の研究、開発及び利用」というのはかぎ括弧でもくくっておけば理解が早いのではないか。それで「原子力政策大綱に示す、」になっていますが、ここは「原子力政策大綱に示す目指すべき基本目標」と続けても、その方がわかりがよいと、思いつきですが、よろしくお願いいたします。

（近藤委員長） ありがとうございます。

パブコメでいろいろご注意いただくことを残しておかないといけませんので、余り完璧にしたくないんですが、ありがとうございました。

そういたしますと、あと内山委員はご発言いただいたんですが、そうするとこれでこのメモはなくなった……

（後藤企画官） さっきの2の部分ですね、2の方の伴さんの答えを言っていないんですけれども、断定するのはおかしいと。

（近藤委員長） そこですね、そこは可能性という話ですね、廃棄物のですね。これは、前に論点整理ではそう書いた、可能であると書いてあるんです、それを踏まえたんです。そのときにどういう議論で可能であるかとしたかという、恐らく実際すでに安全に処分されている例があるという認識があったんだと記憶している。それで皆さんにアグリーしていただいたと理解をしていますが、低レベルはやっているし、TRUも岩塩層ですけれど処分されているねとか、そういう例を踏まえてすれば、そういう言い方をするのは、それ自体は間違っていないという整理だったと思いますけれども。

（伴委員） メーンはやはり高レベルの話なんでしょうか。

（近藤委員長） ご意見はわかりましたけれども、そういうロジックであり、それはおかしくないで、論評整理に忠実に書き直したところ、もう一度妥当性をチェックしてみます。

そうしますと、要すれば、皆さん、これでこれをパブコメに出してよろしいということをおっしゃったというふうに理解しますが、吉岡委員もパブコメをすることについては異議なしとおっしゃったと私は理解していますが、それで要すれば、吉岡委員はご自身だけが少数意見と思っておられるけれども、いわゆる少数意見をつけるかということ、つけたいということでご提言をしていると思うんですけれども、これについてはお取り扱いについていかがいたしましょうか。

これは、委員長一任ということでもないものであって、皆様のご意見をいただきたいと思います。私の意見を先に言うってしまうのは適切ではないと思いますけれど、議論の前提として確認しておくべきは、当然のことながらこういう議論、議事録等もホームページで公開されるということは念のため申し上げます。そういう前提の中で、その仕掛けの中でご提案をどうするかという、お考えをいただきたいと思いますけれども。

佐々木委員。

（佐々木委員） 非常に難しい問題かなと思いますが、地方のレベルで、私が個人的にいろいろ県とか市の審議会とかございますよね、そういうものの委員長とか座長とかをやったときの経験なんかをちょっと申し上げたいと思うのですが。

やはり全体、大方の意見に対して「少数の意見」というのはございますね。そのときに一般論で申すと、私は3つの取り扱い方があるのではないかなというふうに常々思っています。

一つは何かというと、吉岡さんが要求されたように、答申に、（審議会ですから、諮問に対して答申をつくるわけですが）、そのときに答申の後ろに少数の人の意見を付するという、そういうやり方。どちらかということ、しかし、それはレアケースですけれども、そういうこととはないとはいえないということが一つ。

それからもう一つのやり方は、ちょっと今、委員長がおっしゃったのですが、議事録に少数意見の方の意見も当然載っていますから、「議事録に残します」というやり方ですね。

それから、第三のやり方は、審議会の場合は県であれば知事さん、市の場合は市長さんに、座長とか委員長が、あるいは会長が答申をお渡しするわけですね。そのときに、答申には大方の意見でこう書いていますが、しかし、少数意見としてこういう意見もございましたということを申し添えてお渡しするというやり方ですね、この3つがあると思うのですよ、それが一つ。

もう一つ、欧米のいろいろ諮問委員会等のレポートですね、その種のものを見てみると、ときに、そんなに多くはないですが、ときに少数意見が最後にやはりあって、1名とか2名がサインをしているというような報告書類もないことはない。それが以上、事実というか。

本件について私の私見を申し上げますが、この「政策大綱」というのは、通常のそういう審議会の「答申」のようなものではないのではないかと私に思うのですね。それは、いろいろ委員長のこれまでのご発言からもわかると思うのですが、これは普通の諮問委員会みたいなものの「答申」のレベルよりも、もっと重いものだろうと思うのですね。ですから、そこに少数派の意見というのを付するというのはいかなものかというふうに、私は否定的に思います。それが一つ。

それからもう一つは、やはり議事録の中でかなり載っているわけですね。あるいは、もしそれでもなお十分な吉岡さんのご意見が反映されていない、つまり非常に短い時間に発言をなさっていますから、もしそういうことであれば、議事録の後ろにもう少し、コンプリートな吉岡さんが満足するような意見を、議事録に添えるという手もあるのではないかなというふうに思います。しかし、少なくとも「大綱」そのものに付するというのはどうかと考えます。

それから、同様に、パブリックコメントに付するというのもおかしいのではないかと思います。むしろ、ここまで言うのはちょっと言い過ぎかもわかりませんが、やはり学究ですか

ら、もしご意見をコンプリートな形で公にしたいのであれば、論文というような形で公にする手もあるのではないかというふうに思います。

以上。

（近藤委員長） ありがとうございます。

なお念のため、このご発言メモは資料番号がついていますので、議事録ともども会議の資料としてホームページで公開されていると、そういう理解でお願いいたします。

ほかに。吉岡さん何か。

（吉岡委員） 後でいいです。

（近藤委員長） いいんだけど、後の方がいいんだけど、ほかにご意見がなければ吉岡さんにお話を、ご意見をどうぞ。

（吉岡委員） ありがとうございます。

私は97年から委員をやっておりますが、少数意見を書かせていただいたときと、出さなかったときがあります。97年の高速増殖炉懇談会ときは少数意見に対するパブコメまでやった。これは新しい仕組みが未整備であった頃の形成途上のものであり、そういう状況を考慮しますと、パブコメにまでこれを持ってくるというのは、ちょっとどうかなという気は、実は私もします。

それと、2003年にエネルギー基本計画が策定されたとき、このときに私は、実は少数意見を添付させていただいた。添付というのはどういうことかという、あれは全文が閣議決定されますから、私の意見は経済産業大臣に出す意見に添付する形で届けられて、経済産業大臣から閣議にかかるときは、それを外して多数意見のみ閣議にかけるという、そういう手続が行われた。

私の場合はそういう2度の経験があって、今回の場合は一体どうなのかという、いろいろなやり方があると思いますけれども、基本計画の方が政策大綱より上位だと実は私は思っていて、今度「政策大綱」というタイトルにしたのは、その点では適切であったと思っています。エネルギー基本計画でも少数意見の存在に対して、それなりの対応をしていただいたというふうに思っておりますので、今回は議事録にとどめるとかではなく、それよりはもうちょっと重い対応を期待したいと思います。

それで、どうすればいいのかという、佐々木委員は4つのケースを挙げましたが、私としては答申の後ろに入れて欲しい、ただ短くして。お三方が少数意見を出しそうなので、どういう形で処理されるのがいいか、意見を聞きたい。私としては添付か、それとも大臣に渡すときに添えてサインをするか、どちらかをお願いしたいということです。

（近藤委員長） ここでは原子力委員にも入っていただいて仕事をしているので、私としては原子力委員会に渡す、議長である私が原子力委員長に出すということになると思うんです

けれども。そういう形式論の中で渡すときに添えて渡す、受けとった原子力委員長が会の議を経て外すのかと思いますが、そのところ踏まえて現実的な効果ということでよくお考えいただけたらと思います。とりあえず今日は、これをパブコメに少数意見を付けて出すということはないということについてはアグリーいただけるとそこまで決めるということによいと思うんですけれども、よろしいですか。

（吉岡委員） 結構です。

（近藤委員長） はい。それでは、そういう扱いをさせていただきます。

それで、そうするとこれについて、ではパブコメというステージに移るということで、ご了解いただいたということによろしゅうございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

（近藤委員長） それでは、そうさせていただきます。

そうすると、それに関係した手続はどういう流れになるのかな。どうぞ。

（後藤企画官） それでは、実は今、席上の方には紙を配らせていただいておりますが、実は今日ご議論いただいた中身で多少直すべき点があったかと思います。そこは至急検討しまして、明日からパブコメに入りたいと思っております。せっかく精力的にご議論していただきましたので鉄は熱いうちに打てというか、そういうことで、明日から4週間パブコメにかけたいというふうに思っております。

実は、伴委員から、少数意見の存在もちゃんと書くべきだということのご指摘をいただいておりますので、そこにつきましては、2ポツの意見募集についてというところで「全員が一致して賛成しているわけでありませんが、会議における多数意見を踏まえて取りまとめたもの」という書きぶりを入れる形で、先ほどのご発言の中身は踏まえさせていただくことになっているのではないかというふうに思っております。

あわせて、これは意見募集の期間が、これは2枚目を見ていただきますと、明日29日から8月26日17時までという形で、4週間プラス1日をとってございます。それが一つと、出し方は前回の、要は事前にやりました構成に対する意見募集と同じような形でやらさせていただきます形にしております。

あわせまして、もう一つ配りましたのは、ご意見を聴く会の参加募集についてということで、前回の意見募集のときも地方に行ってお意見を聴くということをやっておりますので、今回もやろうと思っております。場所は、前回よりも開催場所を増やしまして、2ページ目でございますけれども、青森、福島、佐賀、福井、最後東京ということで検討したいと思っております。これもあわせて、今日こういう形で進めていくということをご報告させていただいて、具体的な手続に入りたいというふうに思っております。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございました。

ちょっと私から、このことは説明すべきことだったと思っています、ぼけていました。

まず最初に、今日いただいたご意見を踏まえて、文章についてはできる限りブラッシュアップをしたいと、これはお約束いたします。それで、ただし、なるべく早くパブコメに出したいので、明日から意見募集をするということにしたいと思いますので、その改定したものについては後刻お届けいたしますけれども、それについてコメントをいただいて、さらに直すという作業はいたしません。このことについて、ご了承いただきたいと思います。

それから、期間についてですね。伴委員から6週間ぐらいはというご発言がございましたけれども、いろいろ調べてみまして4週間というのがいいかなというところまでございまして、前回の意見の流れ込みぐあいからしますと、確かに3週間というのはきついというか、最後の3日間に3分の1ぐらいが流れ込むのかなと思いますので、そういう意味であれですけれども、ただ過去のほかの事例を調べてみますと、3カ月というのはほとんど最初の2カ月は意見が何もなくて、最後の1カ月のうちの2週間ぐらいでどっと来たというのがありまして、いろいろ考えますと、事務的に高いモチベーションで対応するということも踏まえると、4週間がいいかというふうに判断させて、これはこう決めさせていただきたいと思います。

それから、パブコメについて。それから「ご意見を聴く会」でございしますが、直接顔を見ながらご意見を聞くということも原子力委員の務めというふうに考えまして、これにつきましてはその資料にありますように、5カ所で会を開催するというふうにします。

それで、問題は策定会議の皆様はどういうことをお願いするのかなと考えたんですけれども、基本的には、原子力委員会の責任でこれをやろうというふうに考えました。しかし、もちろん会場にお越しいただくことがあれば大変心強いというか、そういう気持ちを持っておりますので、適宜ご連絡をちょうだいできればというふうに思っております。

以上が、今考えていることでございまして、このようにさせていただければと思います。何かご注意いただくことはございますでしょうか。

吉岡委員。

(吉岡委員) 私も公聴会らしきものを何度もやってきた経験はあるんですけれども、ちょっとわからないのは議事の進め方なんです。一方的にフロアから意見が順々に表明されるというイメージなのか、それとも何らかの形で、原子力委員サイドとの間の質疑応答が行われるのか。それとも、多数の人間が混ざり合った質疑応答とか、そういうこともあり得るのかについて、どうも書かれていないのでわからないので、お教え願いたい。

(近藤委員長) これまでの原子力委員会あるいはエネルギー調査会のこの種の会合は、あらかじめ意見を陳述する方を選択をしまして、親しく事務局なり策定会議で、あるいは原子力委員会と意見陳述者が親しくテーブルをともにするという、そういう形でやってきて、そ

の周りに聴衆、傍聴の人がいて、あるセカンドステージ、第三段階で聴衆の方にもご発言いただくと、そういうある意味では美しいやりとりでやってきたんですけれども、どうもこの短い時間のうちに行うには手間がかかり過ぎるということがあるのと、それから、それ自体が何かしら、いわば整然とセットされ過ぎているという、そういうご批判もあるのかなと思ひまして、やはりなるべく会場の方から、来ていただいた方から自由にご発言いただくというのは基本ではないかと。それでそういう、こちら側にしては何を、そういう意見陳述者を募集するときは意見を書いていただいて、あらかじめ意見がわかっていると、そういう状況もあったわけなんですけれども、それが余りにもだらしがないとか、これからやはり少し打たれ強くならなければならないという、原子力委員会のそういう気持ちを持ちまして、会場に来ていただいてから指名をしてご発言をいただくと。もちろん最初30分ぐらいは原子力政策大綱について説明申し上げて、その後は2時間自由にご発言をいただくということにして、ただもちろん、なかなかここは難しいんですけれども、2時間も意見を聞きっぱなしというのは、これはFBR懇談会のときもそれをやったんですけれども、もっぱらお話いただいているのはどうか、それは余り精神衛生上よくないので、やはりどこかでまとめて何らかの応答するというか、工夫したらどうかと考えています。どこまでできるかわかりませんが。ある程度時間を区切って、まとめて整理の考え方を述べるという、そういう方が格好がいいのかなと今考えています。ご承知のように、様々な政府の機関がタウンミーティングをやっていますから、そういう経験も踏まえて、なるべく会場に来られた方の参加感があるような催しというか会合にしたいというふうに思っています。

伴委員。

(伴委員) 期間なんですけれども、なお、もう一度主張したいと思ひまして発言します。

今このつくる側のモチベーションの話をされましたけれども、受けての側というか書く側で、この50何ページを読んで資料を見て、さらに何か調べたいと思ったときに、果たして4週間で十分なのかという点が一つ。

それから、ご意見を聴く会が26日ですよ。意見を聞いてから書こうという人は、もうこれは無理だということですね。一般の人、これは発言者だけではなくて、発言しない人も聞きに来るわけだから、その人がこれを聞いてから書こうというような余地も残すべきだというふうに思うんですよ。

以上の2点から、6週間を検討していただけないかというふうに思います。

(近藤委員長) ご主張は伺いましたけれども、なかなかそちらに動くのはどうかなというふうに思ってます。ただ、26日、おっしゃるとおりこれが最後の日なんです。そのやりとりを聞いてご意見をお寄せいただく方については、なるべくその場ではというのは大変失礼な言い方なのかもしれませんが、ご意見をいただいて会場で紙を残していただく

ということもあるのかなと思いつつ、工夫をしてみます。もう1日早くできないかと思ったんですけども、福井から帰ってきて日が続けるのつらいと思ってこうなっています。

(伴委員) 何かこだわる理由というのはあるんですか、4週間でなければならないという。

(近藤委員長) いや4週間でなければならない理由というのは、6週間でなければならない理由がないのと同じでないです、特に。

(伴委員) それは、6週間は要望が出ている。

(近藤委員長) 要望は伺いましたけれども、4週間という要望も多分あるんだと思います。

(伴委員) どこにあるんですか。

(近藤委員長) それでは、今の伴さんの発言を支持する方がいらっしゃれば。

(草間委員) ちょっとよろしいでしょうか。

(近藤委員長) はい、どうぞ。

(草間委員) 私は、期間としては4週間でいいと思うんですね。ただ、今、伴さんが言われたように、東京は最もオーディエンスの多いと思われる東京が8月26日で、今、近藤委員長が言われたように、その場で書いて出すようなと、これはちょっとやはり無理な話ですね。だから、そういう意味では、明日やらなければいけない、明日発信しなければいけない理由というのはないような気がするんですね、だから4週間にする、今日様々なご意見いただいて、女性に関しては渡辺委員のご意見を支持します。だから、そういうことで今日の訂正をするのに、そんなに慌てて今晚やらなくても済む話ですよ。私は4週間というのは支持します。8月26日を締め切りと、これは伴委員の意見のとおりだと思いますので、エンドを遅くして、始めも遅くして4週間というふうにしたらどうかと思うんですけども。だから、26日に聞いてその場で書けと、これは近藤委員長しかできません。

(近藤委員長) 相変わらず厳しいことを言われてしまいました。

わかりました。1日、2日のことについては検討させていただきます。なお、日程については本大綱の取扱等についていろいろご希望いただいていることの全体を、原子力委員会だけでものを決められない状況の中で実施していくというのは、様々な方々に、様々なことについてお願いしながら進めていかなければなりません。その一つ一つを私どもなかなかはっきりと申し上げられません、それは不適切かと思いつつ、しかしそういう状況の中で、ここは4週間程度ということで処理させていただいて、確かに東京の方は困ったなと思っているところでもありますけれども、1日、2日のことですから、どうせ土日は事務局は仕事しないんだろうということもあるのかなと思いつつ検討させていただきます。ありがとうございました。

それではそういうことで、伴委員の希望ご指摘も若干は考慮させていただきます。

ほかに何か。よろしゅうございますか。

それでは、今申し上げましたようなことで手続させていただきまして、出すのでよろしく
お願いいたします。

今日はこれで終わってよろしいのかしら。

（後藤企画官） では、あとは事務的な話でございますけれども、意見募集をやりました多数の意見が来ると思いますが、それを整理して再度ご確認をいただくという作業で、今日で策定会議は終わりではなくて、まだまだそういうのが1回、2回ぐらいあるのではないかと考えておりますので、9月のスケジュール、実は1回確認させていただきますけれども、この辺の今の話も踏まえて日程別途ご連絡させていただこうと思っておりますので、よろしく
お願いしたいと思っております。あと議事録も作成して確認いただければと思っております。

あと、会場の出口の方に、今の応募要領と意見を聴く会の開催要領も置いておきますので、聴衆の方々はお持ちいただければと思っております。

以上でございます。

（近藤委員長） 今日は、何かもう終わりのような雰囲気ですが、決してそうではありませんで、これからが大事で国民の皆様からの厳しいご意見を踏まえて、もう一度検討すべきことは検討してと、そういうことでどれだけ赤の入った文章になるかということもあるのかと思いつつ、しかし皆様はしばらく夏休みをお取りいただいてよろしいのかなと。私どもはこれから忙しいんですけれども、どうぞよい夏休みをと申し上げて、今日はこれで終わらせていただきます。

ありがとうございました。

（後藤企画官） 記者の皆様方は、並びのトレーニングルームで取材を受けますので、よろしく
お願いしたいと思っております。